

:	進行中	:	2025/05/29
:	急いで	:	2025/05/30
:	姜 俊豪	:	90%
:		:	0.00
顧客ID:	Is10910653	システム:	RC-LS クラウド
医療機関名:	しんよこメンタルクリニック	カルテ番号:	201710011
完了通知日:		診療年月:	50705
医療機関コード:	0910653	業務区分:	確認

医療機関様よりお問い合わせです。

Is10910653 R7.5月診療分 カルテ番号 : 201710011

特定薬剤治療管理料 1 について、現在2名エラーが出ております。

患者A (チ) 躁うつ病でバルプロ酸投与+ (口) てんかんで抗てんかん剤投与

患者B

(チ) 躁うつ病でバルプロ酸投与+ (口) てんかんで抗てんかん剤投与 (ニトラゼパム) + (へ) 統合失調症でハロペリドール投与の算定に対し、「特定薬剤治療管理料 1 を月に2 (3) 回の算定はいかがでしょうか」とコメントが入っています。

以前神奈川県保険医協会に確認をしたところ、(イ) (ナ) についてはそれぞれ独立して月に1回の算定であり、上記のような算定が可能という回答であったため、

そのような認識でいるのですが、診療報酬にそぐわないところがあるのでしょうか。

また算定としては問題がない場合、ほかに考えられることはありますでしょうか。

お手数ですが、ご教授いただければ幸いです。

該当レセプト画面キャプチャを添付します。

ご確認をお願いします。

#1 - 2025/05/30 14:35 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美 ()

以前神奈川県保険医協会に確認をしたところ、(イ) (ナ) についてはそれぞれ独立して月に1回の算定であり、上記のような算定が可能という回答であったため、

そのような認識でいるのですが、診療報酬にそぐわないところがあるのでしょうか。

それぞれ算定できます。

すみませんが、どのル | ルIDでチェックがかかったか教えていただけますか？

#2 - 2025/05/30 15:00 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

理解しました。

(イ) (ナ) 別には月1回の算定上限なので、それについては、また別に磯崎さんにルールの作成を依頼します。

ルールID: SS1500M131 の修正については、すぐの適用で問題ないです。

よろしくお願いします。

#9 - 2025/06/04 14:40 - 姜 俊豪

- 進行中 解決()
- 姜 俊豪 小門 亜優美()
- 50 90()

2025-06-04 14:34:06

CheckEye-DX

#10 - 2025/06/04 17:13 - 小門 亜優美

- 解決 進行中()
- 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

対応ありがとうございました。

磯崎さん

(イ) (ナ) ごとでは月1回の算定上限となるかと思いますので、ルールの作成をお願いできますでしょうか？

#11 - 2025/06/06 14:01 - 磯崎 康浩

- 特定薬剤の算定超過.xlsx (ガ) ガ

ルール作成しましたので、ご確認をお願いします。

#12 - 2025/06/06 14:41 - 磯崎 康浩

- 磯崎 康浩 姜 俊豪()

#13 - 2025/06/10 14:09 - 姜 俊豪

- 姜 俊豪 小門 亜優美()

(チ) 躁うつ病又は躁病の患者でバルプロ酸ナトリウム等を投与の算定は月1回ではないでしょうか。

#14 - 2025/06/16 09:46 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 姜 俊豪 ()

確認が遅くなり、すみません。

今回作成していただいたルールのIDを教えてください。

#15 - 2025/06/16 12:54 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 小門 亜優美 ()

. DZB001M001 .

#16 - 2025/07/08 14:08 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 姜 俊豪 ()

すみません。

気付かず、だいぶ時間が経ってしまいました。

内容を確認しましたので、7/11以降に適用をお願いします。

#17 - 2025/07/08 14:14 - 姜 俊豪

- () RCLS : 特定薬剤治療管理料1について(25-A-0057) 7/11以降]RCLS : 特定薬剤治療管理料1について(25-A-0057) ()

スクリーンショット 2025-05-29 171018.png	163.263 KB	2025/05/29	小門 亜優美
特定薬剤の算定超過.xlsx	13.917 KB	2025/06/06	磯崎 康浩